

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、群馬県障がい者陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、会長が理事会の承認を得て置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、本県における障がい者の陸上競技界を統轄し、代表する団体として、一般財団法人群馬陸上競技協会（以下 群馬陸協という）と協力して、陸上競技の普及および振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 陸上競技に関する競技の研究および指導に関すること。
- 2) 陸上競技に関する講習会の開催および指導者を養成すること。
- 3) 陸上競技に関する県選手権大会および他の競技会を開催し、地方大会を後援すること。
- 4) 陸上競技に関する全国大会および地域大会等に対する代表参加者を選定し、派遣すること。
- 5) 陸上競技の群馬県記録を公認することおよび群馬における世界記録および日本記録の公認を申請すること
- 6) 全国・関東の障がい者団体に対して必要に応じ本県の陸上競技界を代表して加盟すること。
- 7) 群馬県障がい者スポーツ協会に対して本県の陸上競技界を代表して参加すること。
- 8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会計および会計年度

(会計)

第5条 本会の事業遂行に要する経費は、補助金・寄付金および加盟団体の分担金・登録登記料をもって支弁する。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会には、次の役員をおく。

- 1) 会長、副会長、理事長、副理事長、理事をおく。
- 2) 監事2名をおく。
- 3) 会長、副会長は理事とする。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長は理事会で決める。

- 2) 理事長は会長が指名し、理事会で承認する。
- 3) 理事は、学識経験者、各加盟団体を代表する者1名、各大学を代表する者1名、高体連1名、中体連1名、マスターズ1名とする。
- 4) 副会長は以下に掲げる区分で選出する。
 - 1) 中毛地区（前橋、伊勢崎、勢多、佐波） 2名以内
 - 2) 東毛地区（桐生・太田・館林・みどり・邑楽） 2名以内
 - 3) 西毛地区（高崎・富岡・藤岡・安中・甘楽・多野） 2名以内
 - 4) 北毛地区（渋川・沼田・吾妻・利根・北群馬） 2名以内
 - 5) 学識経験者 若干名

- 5 会長は必要に応じて役員を委嘱することができる。
- 6 会長・副会長および理事長が選出された団体は、理事を補充することができる。
 - 1) 役員が理事会に出席できない場合は、代理人を立てることができる。この場合は、事前に理事会に対し、その役員が議決権を委任する代理人名を記した委任状を提出しなければならない。

(監事)

第9条 監事は理事会で選任する。

- 2 監事は2名とする。

(事務局員)

第10条 会長は必要に応じて事務局員をおくことができる。

- 2 事務局員は若干名とする。(事務局長を含む。)

(役員職務)

第11条 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長が予め指名した順により、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき業務を掌理する。
- 4 会長・副会長がともに事故あるとき、または欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を組織して本協会の業務を議決し執行するとともに、所属団体の意見の取りまとめ及び理事会の決定事項を会員に周知徹底する。

(監事の職務)

第12条 監事は、本会の業務執行の状況を監査する。

(事務局員の職務)

第13条 事務局員は、本会の事務を処理する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本協会の業務遂行のために次の専門委員会を設置する。各委員会の運営に関する規則は別に定める。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務委員会
- 3) 競技運営委員会
- 4) 強化委員会
- 5) 普及委員会
- 2 会長は、本協会の業務遂行のために必要に応じて、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

第6章 顧問・参与

(顧問・参与)

第16条 本協会の業務の円滑な運営をはかるため、顧問若干名、参与若干名をおくことができる。

第7章 加盟団体

(加盟)

第17条 本協会の加盟団体は、本協会の趣旨に賛同し登録した団体とする。

(除名)

第18条 理事会は、本協会の加盟団体として不相当と認められた団体については、出席者の3

分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。

第8章 会費及び分担金

(会費及び分担金)

第19条 各会費については以下のとおりとする。

- 1) 会長1年間 50,000円
- 2) 副会長1年間1名 20,000円
- 3) 理事1年間1名 10,000円。ただし第17条第1項に定める団体から選出された理事とし
その他は登録会員と同額とする。
- 4) その他登録会員は、1名につき1年間 4,000円（海外派遣基金 300円、データバンク料
100円を含む）とする。
- 5) 加盟団体の分担金は、1年間 30,000円とする。
- 6) 高体連分担金・学連登記料・個人登記料および群馬高専登記料については別に定める。
- 7) 会長、副会長、理事、参与は、本協会の活動に協賛するものから原則以下に定める額の
賛助金を集め、本協会の活動を円滑に運営できるように努力する。
 - ア) 会長年間 10万円
 - イ) 副会長年間1名 5万円
 - ウ) 理事年間各1名 1万円
 - エ) 参与年間各1名 1万円

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第20条 本規則は、理事会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

第10章 スポーツ仲裁

第21条 群馬陸上競技協会の行う決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第11章 その他

第22条 当面の間、上記で定めた当協会のすべての事項のほか必要な事項は、群馬陸協と同一のものとする。

第23条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。